

横浜市記者発表資料

令和6年12月26日
教育委員会事務局
教職員人事部教職員人事課

令和5年度に行った教職員等の懲戒処分について

教職員に対する懲戒処分に係る公表基準により、令和5年度に行った、公表の例外措置に該当する懲戒処分について公表します。

併せて、令和5年度に行った懲戒処分の総件数（今回発表事案含む）についても、参考までにお知らせします。

1 公表の例外措置とした事案の概要及び処分内容（3件）

【事案1】

| | |
|-----------|---------------------------------|
| 被 処 分 者 | 中学校教諭（男性） |
| 処 分 内 容 | 懲戒免職 |
| 監 督 者 責 任 | 校長・文書訓戒（監督者責任） |
| 概 要 | 学校内で女子生徒に対し、身体を触るなどのわいせつな行為をした。 |

【事案2】

| | |
|-----------|------------------------|
| 被 処 分 者 | 小学校教諭（臨時的任用職員）（男性） |
| 処 分 内 容 | 懲戒免職 |
| 監 督 者 責 任 | 校長・文書訓戒（監督者責任） |
| 概 要 | 学校内で女子児童に対し、抱き着く行為をした。 |

【事案3】

| | |
|---------|------------------------|
| 被 処 分 者 | 小学校校長（男性） |
| 処 分 内 容 | 懲戒免職 |
| 概 要 | 学校内で女子児童に対し、キスする行為をした。 |

「教職員の懲戒処分に係る公表基準」抜粋

（5）わいせつ事案等においては、被害者が特定されうる情報を除いて公表するが、被害者が児童・生徒であり、被害者又はその保護者が公表を望まない場合において、これらの措置を講じても、処分日に公表することで被害者のプライバシーの保護が十分に果たせなくなるおそれがある場合は、処分の公表を遅らせ、処分日の属する年度の翌年度に公表する。

2 令和5年度懲戒処分件数（参考）

| 処分内容 | 件数 | 概要 |
|------|----|------------------------|
| 懲戒免職 | 4件 | わいせつ4件（うち3件が公表の例外措置対応） |
| 停 職 | 3件 | 不適切な指導1件、酒気帯び運転1件、窃盗1件 |
| 戒 告 | 1件 | 通勤手当不正受給1件 |

3 教職員人事部長コメント

教育委員会として不祥事の防止に取り組んでいる中、令和5年度に8件の懲戒処分を行う結果となったことは、極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。

改めて、職員一人ひとりが、こうした状況を自分事として捉えた上で、教育公務員としての立場を強く認識し、責任ある行動をとるよう徹底するとともに、本市教育に対する児童生徒、保護者や市民の皆様の信頼を取り戻すべく、不祥事の根絶に向けて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

教職員人事部 教職員人事課 Tel 045-671-3244